

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「如何なる市場環境変化の時代においても、高収益体質企業を実現させ、長年蓄積してきた「人と技術」を通して、高品質の製品とサービスを提供し、価値創造企業へ向けて更なる挑戦を行う。」との経営の基本方針を実現し、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営監督機能を充実するための各種施策を実施するとともに、会社情報の適時適切な開示、企業倫理向上及び法令遵守等を実行することによって、コンプライアンス強化に努めていきます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

次の最高経営責任者(代表取締役社長)候補につきましては、社外取締役を除く取締役全員が候補者であり、各取締役は、取締役会から与えられた経営課題への取り組みを通じて経営力を養成しております。取締役会は、各取締役の職務執行状況を定期的に評価しておりますが、今後は、より客観性・透明性のある選任手続きを検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社の役員報酬は固定報酬部分と、会社業績を反映した業績連動報酬部分の合計としており、業績連動報酬部分は当社の重視する経営指標である営業利益等を基準にした業績分テーブルに基づいております。また、当社役員は役員持株会を通じて自社株式を保有しておりますが、更に持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、自社株報酬の採用を検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

取締役会は、最高経営責任者(代表取締役社長)について、十分な時間と資源をかけて選任いたします。今後は、より客観性・透明性のある選任手続きを検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

最高経営責任者(代表取締役社長)の解任に関する具体的な手続きやその評価基準は定めておりません。今後は、より客観性・透明性のある選任手続きを検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会】

当社は、任意の指名・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、監査等委員である取締役に、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に関する意見陳述権が付与されております。同権利の適切な運用を通じて、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等にかかわる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、ジェンダー及び国際性を含む領域での多様性の確保が重要と認識しておりますので、今後引き続き検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化等を目的に、中長期的に当社の企業価値向上に資する可能性等を検証した上で、必要と判断される株式を保有いたします。当該検証を踏まえ、保有する意義の乏しい銘柄については、市場への影響や事業面での影響等を考慮しつつ売却を行う方針です。

また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しております。

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その株式を管理する担当部門が担当役員に当該投資先企業の議案内容を事前に報告し、当該投資先企業の経営状況や当社との関係性等を勘案し、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役による競業取引、利益相反取引を取締役会の事前承認事項として取締役会規則に定めており、その結果の報告も義務付けております。また、関係会社との取引については、取引の目的、選定プロセス、独立当事者間取引価格であるか検証を行い、必要に応じて取締役会で承認し、その結果を報告しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の積立金の運用は、日本化学工業企業年金基金により行われています。

資産運用に関する意思決定は、資産運用委員会の審議を踏まえ、代議員会において決定しております。資産運用委員会には当社の経理部門や人事部門の部門長等適切な資質を持った人材を配置するとともに、受益者代表として労働組合幹部等を配置しております。また、企業年金基金の事務局には適切な資質を持った人材を選出・配置しております。

なお、委託先の運用機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしております。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

##### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念及び中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、適正かつ合理的な将来の見積もりが困難なため、2021年3月期の業績予想、および新中期経営計画の公表を未定としております。

###### 企業理念

<https://www.nippon-chem.co.jp/company/greeting.html>

###### 中期経営計画(2017年5月25日 決算説明会資料参照)

###### 中期経営計画の進捗(2020年5月15日決算補足説明資料参照)

<https://www.nippon-chem.co.jp/ir/financial/presentations.html>

##### (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

##### (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員報酬に関する基本方針は、持続的な企業価値向上の実現に寄与する当社役員としての責務、能力に見合った水準とするともに、業績向上のインセンティブとして機能する妥当な水準、体系としております。監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、第三者機関より入手した同業他社等の報酬データを参考に、取締役の役職に応じた責任と役割を勘案し作成した基本分テーブルに基づく固定報酬部分と、当社の重視する経営指標である営業利益等を基準にした業績分テーブルに基づく業績連動報酬部分の合計としております。一方、監査等委員である取締役の報酬については、役職に応じた責任と役割を勘案し作成した基本分テーブルに基づく固定報酬部分のみを支給しております。なお、業務執行から独立した立場にある監査等委員には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、業績分は支給しておりません。

報酬決定の手続は、限度額の範囲内で代表取締役及び担当役員が原案を策定し、監査等委員会が検証した上で、取締役会にて決定しております。

##### (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役として株主の皆様からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定しております。代表取締役が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

また、取締役の職務執行に不正または法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、解任することとしております。

執行役員の選解任については、取締役会の決議により、決定することも定めております。

##### (v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役候補者の選任を行う際の、個々の指名の理由を株主総会招集通知において開示いたしております。

#### 【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令及び定款で定められているもののほか、取締役会の判断により重要事項と位置付けるものについても、以下のとおり取締役会規則に定め決議を行うこととしております。

##### (i) 株主総会に関する事項

##### (ii) 計算に関する事項

##### (iii) 取締役及び使用人人事に関する事項

##### (iv) 組織等に関する事項

##### (v) 株式・社債に関する事項

##### (vi) 重要な業務に関する事項(金額基準等による)

これら以外の業務執行の決定については、決裁権限を明確にした社内規則を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、高い専門性と豊富な経験から当社経営に対し建設的な助言と監督ができる人物を独立社外取締役の候補者に選任しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、研究開発・営業・生産技術・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役並びに専門知識と経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識を有する独立社外取締役で構成され、定款にて監査等委員以外の取締役を8名以内、監査等委員である取締役を5名以内としております。当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性並びに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から最適となるよう努めております。

#### 【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

当社の取締役は、それぞれの役割・責務を適切に果たすために十分な時間・労力を充てており、他の上場会社の役員を兼任しておりません。なお、当社の取締役の重要な兼職の状況については、毎年、株主総会招集通知に記載しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

##### (i) 取締役会の実効性に関する評価プロセスの概要

全ての取締役に対し自己評価アンケートを実施いたしました。アンケートは、取締役会の構成、運営、議題等にかかる取締役の課題認識の有無を把握することを目的に、外部コンサルタントの知見を踏まえ実施しました。また、回答内容について、外部コンサルタントによる分析結果を踏まえ、取締役会において実効性に関する協議を行いました。

##### (ii) 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役会の構成や運営状況は、意思決定や業務執行の監督を行う体制として概ね適切であることを確認いたしました。また、昨年課題については、取締役会に対する企業年金のアセットオーナーとしての取り組みに関する情報提供を進めるなど、改善傾向にあります。一方、経営陣幹部・取締役の指名・報酬にかかる監督の客観性・透明性をより一層高めることの必要性について確認しました。

##### (iii) 今後の対応

当社の取締役会は、識別した課題について検討していくことで、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。今後も取締役会の実効性の評価を基点に課題の共有を行い、実効性を高めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外を含むすべての新任取締役に対し、経営者として求められる知識やスキルを習得することを目的に外部セミナーへの参加を奨励し、その機会の提供と費用の負担を行っております。就任後もこれらの知識やスキルの更新のため継続的に対応してまいります。更に新任の社外取締役に対しては、当社の事業に関する基本的知識を説明するとともに、当社の工場見学等を実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様に対して、透明性・公平性・継続性を基本として、正確で迅速な情報の開示を行うことを適時開示に係る基本方針とし、決算説明会の開催、アナリストやファンドマネージャーとの面談、ホームページの活用による情報格差の是正等、積極的にIR活動を行っております。また、IR活動に対する基本方針は役員並びに従業員に対するガイドラインとすべく、ディスクロージャーポリシーとして制定しております。

(i) 当社では、経営戦略部がIRを担当しており、経営戦略部を統括する取締役及び執行役員をIR担当役員に指定しております。

(ii) 経営戦略部は、経理部、総務人事部等と連携し、IRに必要な情報を迅速かつ的確に入手しております。

(iii) 株主・投資家の皆様と建設的な対話を進めるため機関投資家を対象とする決算説明会を開催し、代表取締役が説明しております。また、定時株主総会後に取締役全員が出席する株主懇談会を開催し、株主の皆様と意見を交換しております。

(iv) 株主・投資家の皆様との対話で入手したご意見等につきましては適宜、経営会議もしくは取締役会に報告し、その内容等について協議・検討しております。

(v) インサイダー情報の管理に関しましては、ディスクロージャーポリシーを制定しております。

ディスクロージャーポリシー <https://www.nippon-chem.co.jp/ir/financial/presentations.html>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,200,600	25.02
日本化学工業取引先持株会	667,600	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	482,700	5.49
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	435,000	4.95
明治安田生命保険相互会社	353,700	4.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	300,000	3.41
小西安株式会社	182,500	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	146,074	1.66
株式会社三井住友銀行	137,500	1.56
日本化学工業従業員持株会	121,816	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
古島 守	弁護士													
遠山 壮一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古島 守			弁護士 公認会計士 独立役員	弁護士及び公認会計士として培ってきた専門的な知識、経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると期待したためであります。
遠山 壮一			公認会計士 独立役員	公認会計士として培ってきた専門的な知識、経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると期待したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

#### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は置いておりませんが、監査等委員会は、必要があるときは業務監査室員から監査等委員会の職務を補助する使用人の設置を求めることができるとしております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、取締役会及び経営会議への出席、必要に応じて取締役からの業務執行状況の聴取、並びに定期的な各部門の監査を実施し、経営に対して監視・監査を行っております。また、業務監査室と連携をとり、社内各組織の業務監査を実施しております。さらに、会計監査人とは監査計画及び監査結果の報告等の他、必要に応じて随時意見交換を行い、相互の連携を高めております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は、株式会社東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は固定の基本分と、会社業績を反映した業績分の合計としており、業績分は業績・担当業務の実績及び中期経営計画の達成状況等を勘案しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期に当社が支払った役員報酬の内容	
取締役(監査等委員を除く)5名に支払った報酬	168百万円
取締役(監査等委員)3名に支払った報酬	30百万円 (うち社外取締役2名に支払った報酬 12百万円)
合計(8名)	198百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。
- 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

#### 【社外取締役のサポート体制】

原則月1回取締役会、監査等委員会を開催し、社内におられない時の情報伝達はe-mailにて対応。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

##### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

##### その他の事項

- 当社は、取締役会決議により、当社が必要と認めた者を相談役・顧問に選任しております。
- 現在対象者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会

取締役会は代表取締役棚橋洋太が議長を務め、棚橋純一、愛川浩功、紺野祥司、太田秀俊、江口幸夫、古島守、遠山壮一の8名で構成しており、そのうち古島守、遠山壮一は社外取締役です。会議は迅速な経営判断を目的に定例取締役会を開催しており、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会へは、法令及び定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項として取締役会規則に規定された事項はすべて付議され、また、業績進捗に関しても適宜報告され議論されております。

### 2. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、常勤の監査等委員である取締役 江口幸夫、非常勤の監査等委員である社外取締役 古島守、遠山壮一の3名で構成しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議への出席、必要に応じて監査等委員ではない取締役からの業務執行状況の聴取、並びに定期的な各部門の監査を実施し、経営に対して監視・監査を行っております。

### 3. 経営会議

経営会議は代表取締役棚橋洋太が議長を務め、棚橋純一、愛川浩功、紺野祥司、太田秀俊の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の江口幸夫並びに飯島敏夫、伊藤正博の執行役員8名で構成しており、各部門の業務執行の重要事項を決議しております。意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図り、原則として毎月3回開催しております。また意思決定・監督を担う取締役の機能と業務執行を担う執行役員の機能を分離し、両機能の責任を明確にして、経営の透明性・公正性向上を図り、会社経営の健全性に努めております。

### 4. 業務監査室

業務監査室は室長である小瀧秀樹1名で構成しており、監査業務の更なる向上を図るため、取締役会の直属組織として設けております。監査等委員会と連携をとり、社内各組織の業務監査を行い、その結果をスピーディーに経営会議に反映させるため、活動しております。

### 5. その他の会議体

当社では、法令・諸規則遵守の一段の強化を図ることを目的に、「倫理委員会」を設置しております。倫理委員会は部門の長が担当し、企業倫理、コンプライアンス状況の確認・検討を行っております。また、製品の開発・製造・流通・使用・最終消費・廃棄に至るまでの全段階において、環境の保全と安全の確保に配慮し、持続可能な社会と環境の実現を目指すべく「RC委員会」を設置しております。RC委員会は各部門の長が構成員となり、環境・安全・健康面の対策を実行し、改善を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月25日開催の第157期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築を目指します。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送時期を、法定期限よりも早めております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の集中日の回避に努めております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基準に加え、情報の開示、インサイダー取引の未然防止、業績予想等に関する事項、沈黙期間、第三者への情報開示と株価、第三者の投資判断への言及について定めております。 <a href="https://www.nippon-chem.co.jp/ir/stockholder/disclosure.html">https://www.nippon-chem.co.jp/ir/stockholder/disclosure.html</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	営業の概況、財務データ、決算発表資料、IRカレンダー、株主インフォメーション等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営戦略部です。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規定に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000の取得、各事業所にて見学会や環境保全連絡協議会を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに従い、社外への情報提供を行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1) 内部統制については、業務監査室及び経理部の専任者が年間計画に基づく内部監査を実施して、内部牽制の実効性を高めております。
- (2) 業務監査室及び経理部は、業務活動の全般に関し、その妥当性及有効性及び法規制・社内ルールへの遵守状況等について定期的に監査を実施し、各部署に助言・勧告を行うとともに経営者に速やかに報告しております。
- (3) リスク管理については、各本部が各部・各工場から適宜報告を受けるとともに、コンプライアンスの監視、リスク・チェックの強化に取り組んでおります。

なお、当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制について、以下の体制を構築しております。

#### 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、誠実に実行し、業務遂行するために、取締役会は取締役、執行役員及び使用人を対象とする「企業理念」「日本化学社員行動指針」「倫理規定」を制定する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人に対し「日本化学社員行動指針」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、業務監査室は、業務監査を通じ、改善、指導等の意見をまとめ経営会議に報告し、是正する。
  - ・コンプライアンス全体を統括する組織として各部門代表者で構成される「倫理委員会」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
  - ・コンプライアンスの推進については、「倫理規定」に基づき業務監査室及び総務人事部にその業務の窓口を設置し、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取締役会及び監査等委員会にその結果を報告する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、「内部通報制度規定」を制定し、運用する。
  - ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び「文書規定」に基づき、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
- ・取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
- ・「関係会社管理規定」に従い、グループ会社を管理するとともに、「関係会社運営基準」に基づき、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。

#### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理規定」を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
- ・不測の事態が発生した場合には、経営会議にて審議・決定を行い、その決定事項を各本部長から各部・各工場へ連絡するとともに、各部・各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ・取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し、事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務機構運営に関する規定」「経理規定」「稟議規定」において、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

#### (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規定」「関係会社運営基準」に基づいて当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
- ・当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
- ・当社の業務監査室は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。

#### (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を業務監査室員から任命する。
- ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。

#### (7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項

- ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、リスク・コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等をすみやかに報告する。
- ・監査等委員会は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、倫理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。

(8) 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員は、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のため必要な費用を会社に対して請求することができる。

(10) その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会、会計監査人及び業務監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて以下のとおり宣言し、これを日本化学全社員に周知徹底しております。

私達は、企業としての社会的責任を果たすため、企業全体として「反社会的勢力の不当な要求には絶対に応じない」という確固たる信念のもとに、自信に満ちた対応をします。

暴力団等の問題は、経営者自らが、また社員が一丸となって、企業の存続に関わる重要な事項であることを認識し、平素から警察や弁護士等と緊密な連絡を保ち、法律、社会のルールに則った誰もが納得する行動をとります。

## その他

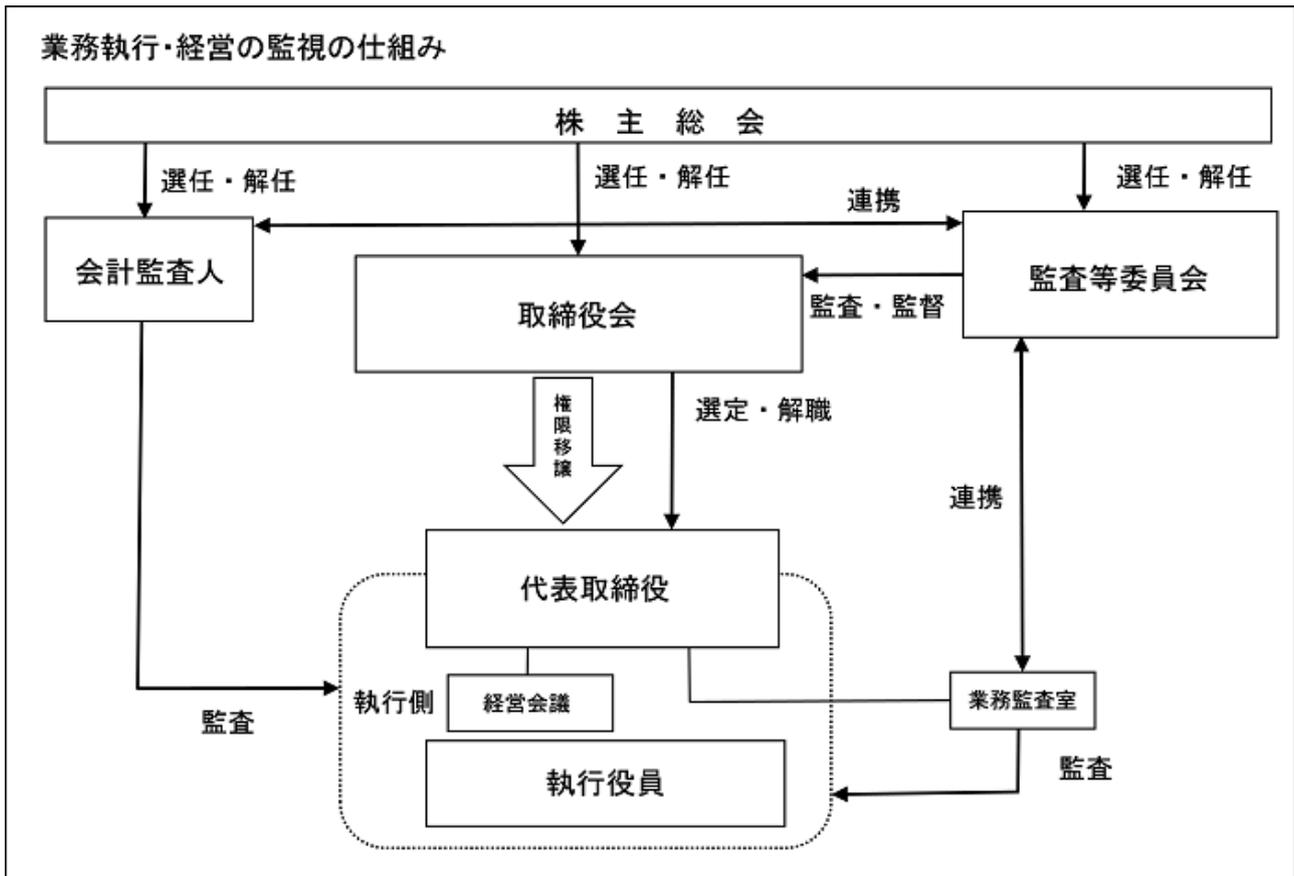
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

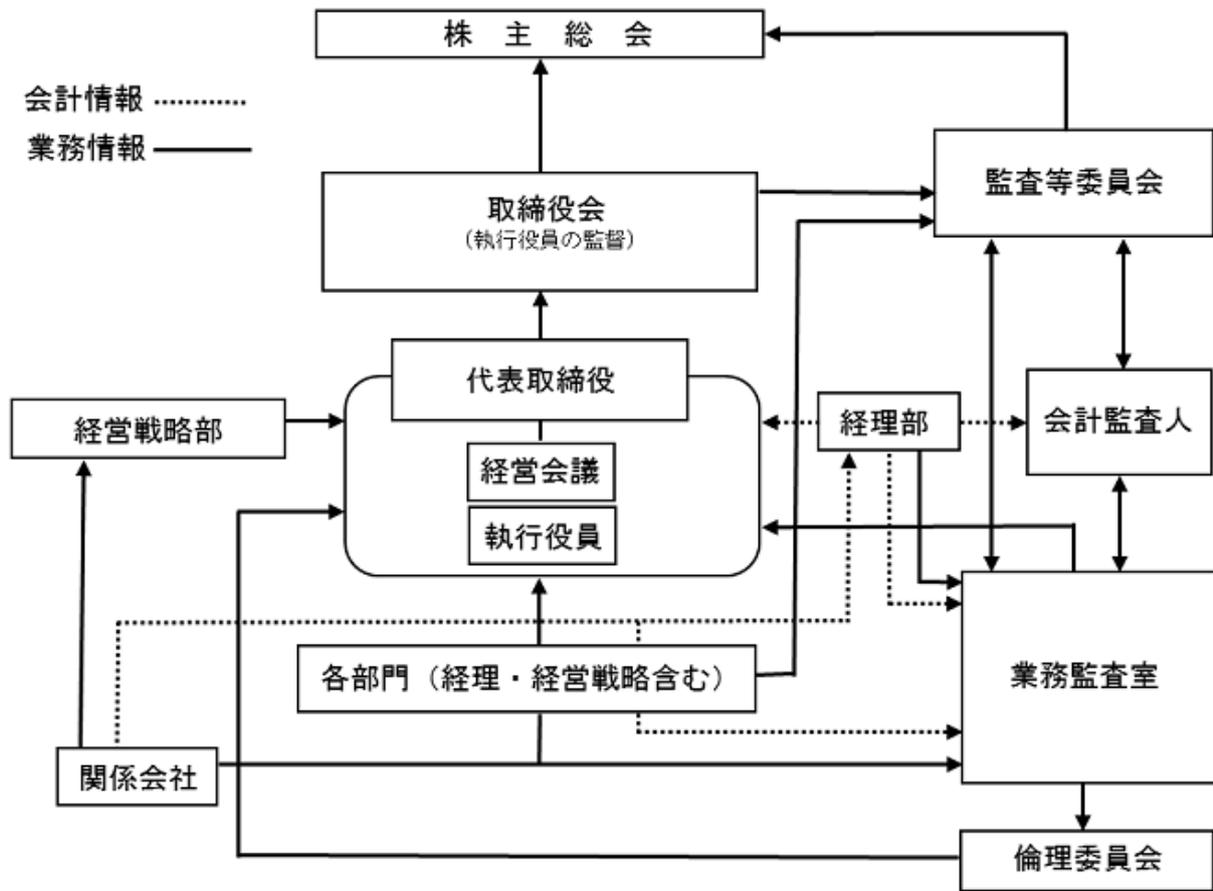
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



日本化学グループにおける内部統制システム

会計情報 .....  
業務情報 ——



## 適時開示体制の概要

<決定事実・発生事実・決算情報>

各部・各工場長・グループ各社責任者

情報集約

経営戦略部・経理部・総務人事部

経営会議（取締役社長）において  
重要性及び開示の検討

取締役会において決定

（適時開示）  
情報取扱責任者

東京証券取引所